

令和7年（行ウ）第20号、同第32号 地位確認等請求事件

原告 株式会社長澤薬品ほか2名

被告 国（処分行政庁 厚生労働大臣）

## 訴えの追加的変更申立書

令和7年7月14日

東京地方裁判所民事第38部B1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 西 浦 善 彦

同 平 裕 介

同 佐々木 悠 太

原告は、民事訴訟法143条1項に基づき、上記事件について訴えの追加的変更を申し立てる。

当事者の表示 訴状別紙当事者目録記載のとおり

地位確認等請求事件

訴訟物の価格 160万円

追加貼用印紙額 6000円

## 第1 追加する請求の趣旨

原告らは、訴状記載の請求の趣旨1項の請求が認容されることを解除条件として、「追加する請求の趣旨」1項の請求（予備的請求1）を追加する。

- 1 原告らは、処方箋の交付をされていない者に対し、やむを得ず販売を行わざるを得ない場合でなくとも、原告らにおいて医師の受診勧奨の必要がないと判断される場合には、医師の受診勧奨を行うことなく、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の分割販売を行うことのできる地位にあることを確認する
  - 2 訴訟費用は、被告の負担とする
- との判決を求める。

## 第2 予備的請求に係る請求の原因

### 1 当事者

訴状第2の1（2～3頁）に記載のとおり。

### 2 事案の概要

訴状第2の2（3頁）に記載のとおり。

### 3 医療用医薬品の分割販売及びその広告に関する規制

訴状第2の3（3～8頁）に記載のとおり。

#### 4 薬局医薬品通知及び令和4年通知による販売及びその広告に関する諸規制は、薬機法の趣旨を超えた制限であること

訴状第2の4（8～14頁）に記載のとおり。

#### 5 憲法上の権利の侵害

訴状第2の5（14～18頁）に記載のとおり。

#### 6 原告らによる予備的請求1が認容されるべきこと

原告らは、訴状記載の請求の趣旨1項の請求として、処方箋の交付をされていない者に対し、やむを得ず販売を行わざるを得ない場合でなくとも、医師の受診勧奨を行うことなく、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の分割販売を行うことのできる地位にあることを確認する請求をしている。

これに対し、被告は、「本件販売地位確認請求は、受診勧奨の『必要』があると判断される場合を含めて、無条件に『医師の受診勧奨を行うことなく、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の分割販売を行うことのできる地位』の確認を求めるもの」であり、薬機法36条の3や同36条の4等の規定に照らし、認められないという旨の主張をする（被告準備書面（1）34頁）。

そこで、原告らは、本件販売地位確認請求が認容されることを解除条件とする予備的請求として、処方箋の交付をされていない者に対し、やむを得ず販売を行わざるを得ない場合でなくとも、原告らにおいて医師の受診勧奨の必要がないと判断される場合には、医師の受診勧奨を行うことなく、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の分割販売を行うことのできる地位にあることを確認するという予備的請求を追加する。

## 7 原告らによる請求の追加的併合の要件を満たすこと

民事訴訟法143条に基づく訴えの変更の要件は、①旧訴と新訴との間に請求の基礎に変更がないこと、②著しく訴訟手続を遅滞させないこと、③口頭弁論の終結前であることである。

本件では、旧訴（訴状記載の請求の趣旨1項の請求）と新訴（予備的請求1）の両請求の争点は殆ど共通しているほか、被告も同一であり、旧請求についての訴訟資料や証拠資料を新請求の審理に利用することが期待できる関係にあることが明らかであることに加え、各請求の利益主張が社会生活上同一ないし一連の紛争に関するものといえ、さらに、旧訴と新訴とは同じく実質的当事者訴訟（行政事件訴訟法4条）であり同種の訴訟手続といえることから、①旧訴と新訴の間に請求の基礎に変更がないものといえる。また、②も③も問題なく満たすことから、本件ではかかる3要件をすべて満たす。

したがって、民事訴訟法143条の要件を満たすことから、原告らによる予備的請求1の追加的併合は許されるものというべきである。

## 第3 結語

よって、原告らは、行政事件訴訟法4条後段（実質的当事者訴訟）に基づき、訴状記載の請求の趣旨1項の請求が認容されることを解除条件として、「追加する請求の趣旨」1項記載の判決を求める（予備的請求1）。

以 上